

がん患者さんの温存後生殖補助医療費用を助成します

～宮城県がん患者生殖機能温存治療費等助成事業の御案内～

宮城県は、小児・AYA（思春期・若年期）世代のがん患者さんに対して、温存後生殖補助医療の費用の一部を助成しています。

1 申請の流れ



2 助成対象となる治療

県の指定医療機関で行う、凍結した胚（受精卵）、卵子、卵巣組織（組織の再移植を含む）及び精子を用いた温存後生殖補助医療（当該医療実施日が属する年度内のもの）が対象です。

医療機関	名称	住所	電話番号
	東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7745（婦人科外来）
	仙台 ART クリニック	仙台市宮城野区名掛丁 206-13	022-791-8851
	京野アートクリニック仙台	仙台市青葉区本町 1-1-1 アジュール仙台 3 階	022-722-8841
	スズキ記念病院	岩沼市里の杜 3-5-5	0223-23-3111
※ご自身が温存後生殖補助医療を受けられる医療機関が、指定される見込みであるかは、随時、お問い合わせください。			

3 助成対象となる方

次の要件を全て満たす方（主治医に御確認ください。）が対象です。

- ① 申請時点において宮城県内に住所を有する方
- ② 夫婦のいずれかが、生殖機能温存治療の助成要件を満たし、助成対象治療を受けた場合であって、この治療以外の治療では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に判断された方
- ③ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である方
- ④ 婚姻関係を確認できた方

※その他、詳細な要件については、[県ホームページ](#)を御参照ください。

4 助成対象となる費用と上限額

助成対象治療に応じて、次の金額を助成します。

また、助成回数は、初めて温存後生殖補助医療を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、患者1人につき通算6回（40歳以上であるときは通算3回）までとします。

助成対象治療等		助成金額	助成上限額
温存後生殖 補助医療	凍結した胚（受精卵）	治療に要した費用の 2分の1（※5）	10万円
	凍結した卵子		25万円 ※1
	凍結した卵巣組織		30万円 ※1～4
	凍結した精子		30万円 ※1～4

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない，又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない，又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中，体調不良等により治療中止した場合は対象外

※5 入院費，入院時の食事代等治療に直接関係のない費用，文書料等は対象外です。

※6 夫婦ともに凍結保存の治療を受けた後に，温存後生殖補助医療を受けた場合，夫婦の一方のみにいづれかの助成を行います。

その他，詳細な要件については，[県ホームページ](#)を御参照ください。

5 申請に必要な書類

申請書様式は[県ホームページ](#)からダウンロードできます。



○温存後生殖補助医療を受けた方

イ 様式第3号：宮城県がん患者生殖機能温存治療費等助成金申請書

ロ 様式第8号：宮城県がん患者生殖機能温存治療費等助成事業に係る
温存後生殖補助医療証明書（温存後生殖補助医療機関記入）

ハ 夫婦であることを証明できる書類

（1）法律婚の場合：ご夫婦お二人の戸籍謄本の写し

（2）事実婚の場合：ご夫婦お二人の戸籍謄本の写し，及び
ご夫婦お二人の事実婚関係に関する申立書

ニ 様式第9号：生殖機能温存治療費助成申請についての同意書（申請者記入）

ホ 温存後生殖補助医療費用の領収書（原本），診療明細書（原本）

ヘ ご夫婦お二人の住民票（個人番号の記載がなく，発行から3カ月以内のもの）

ホ 助成金受け取り口座の口座番号が分かるもの（通帳の写し等）

6 申請先

簡易書留など，記録が残る方法で下記宛先に郵送にて申請してください。

※申請は，温存後生殖補助医療実施日が属する年度内に行ってください。

3月に治療をする方は事前に問合せ先へ御連絡ください。

●申請送付・問合せ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県保健福祉部健康推進課 がん・循環器病対策班

電話022-211-2638（直通）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/aya-seisyoku.html>